

**somewhat
different**

中国の生命保険事情

周俊明 (August Chow), FSA, FCIA, CERA

General Manager

Hannover Re 上海支店

2012年2月16日 東京

Disclaimer

The information provided in this presentation does in no way whatsoever constitute legal, accounting, tax or other professional advice.

While Hannover Rückversicherung AG has endeavoured to include in this presentation information it believes to be reliable, complete and up-to-date, the company does not make any representation or warranty, express or implied, as to the accuracy, completeness or updated status of such information.

Therefore, in no case whatsoever will Hannover Rückversicherung AG and its affiliate companies be liable to anyone for any decision made or action taken in conjunction with the information in this presentation or for any related damages.

© Hannover Rückversicherung AG. All rights reserved.

Hannover Re is the registered service mark of Hannover Rückversicherung AG.

中国におけるHLRの現状

1997年:上海事務所設立
2008年5月:生命保険事業の免許取得
2009年9月:損害保険事業の免許取得

46の再保険協約
市場普及率92%

全ての商品ラインと
全てのチャネル

2011年の
再保険料収入は
15億RMBを上回る

2011年末時点で35人のスタッフ

アジェンダ

Part 1 中国生命保険マーケットの展望

Part 2 販売チャネルと商品

↳ 変額年金

Part 3 保険数理上の規制

↳ 新・中国GAAP

Part 4 その他の規制の変更

↳ 投資
コンプライアンス; リスク管理と内部統制

Part 5 中国生命保険マーケットの未来

アジェンダ

Part 1 中国生命保険マーケットの展望

Part 2 販売チャネルと商品

↳ 変額年金

Part 3 保険数理上の規制

↳ 新・中国GAAP

Part 4 その他の規制の変更

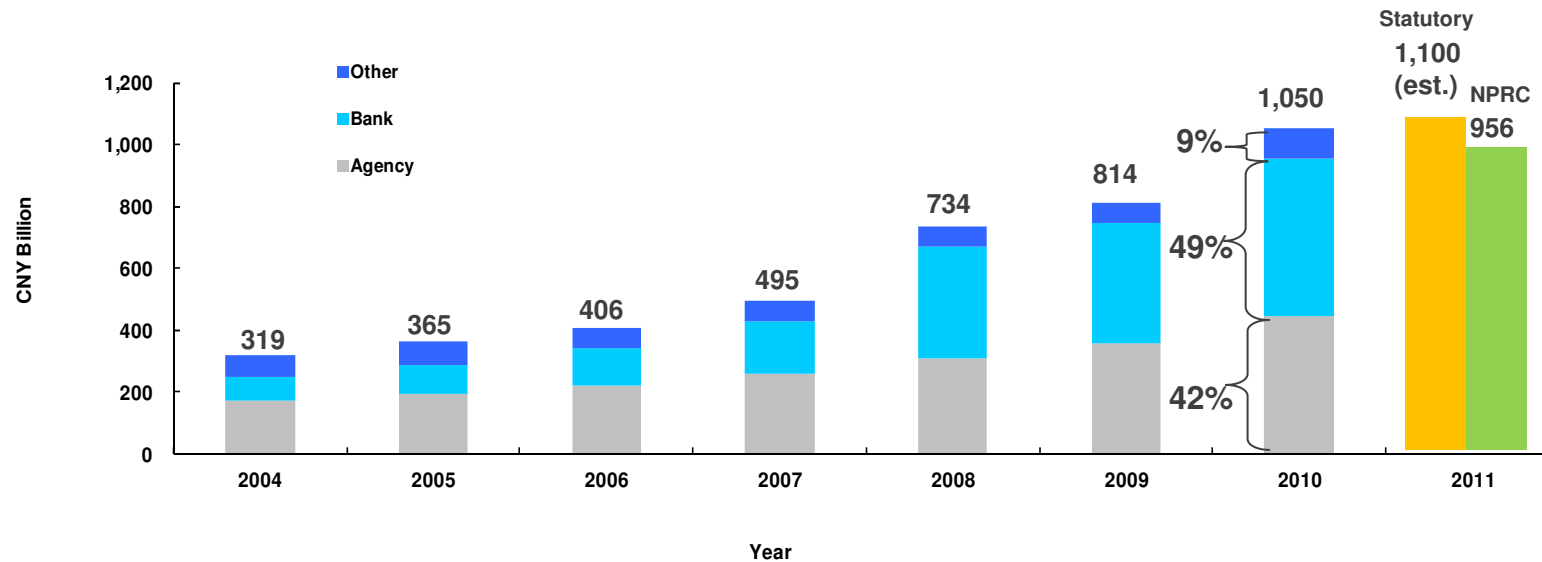
↳ 投資
コンプライアンス; リスク管理と内部統制

Part 5 中国生命保険マーケットの未来

中国生命保険マーケットの展望

保険料と販売チャネル

営業保険料



Source: www.circ.gov.cn

注意: 2004年-2010年の金額はアンバンドリング前の法定会計ベース。中国保険監督管理委員会は2011年から新・中国GAAPベースでの公表を始めた。

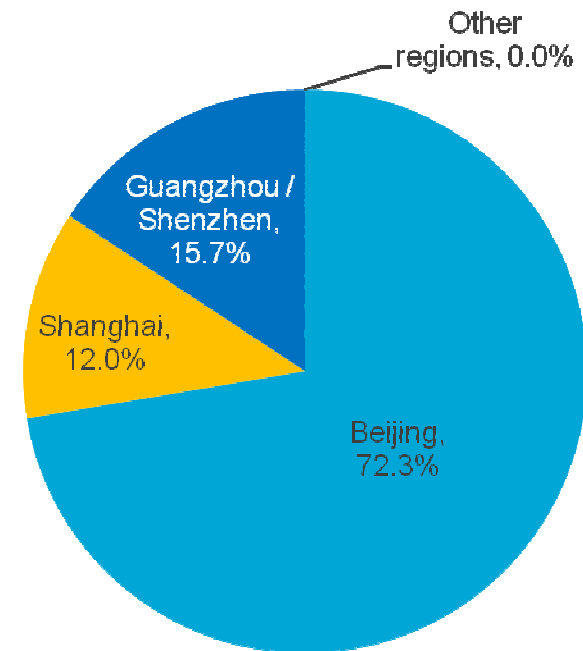
- ▶ 2010年に営業保険料は1兆CNYを上回り、2009年比で29%上昇した
- ▶ 2005年から2010年の間に、中国の生命保険業界は年率24%の成長を遂げた

中国生命保険マーケットの展望

生命保険会社の本社所在地

- ▶ 北京・上海・広州・深圳は巨大都市であり、85%以上の生命保険会社が本社を置いている

本社所在地	会社数	2011年保険料 (10億CNY)	マーケット シェア
北京	29	680.0	71.9%
上海	12	112.6	11.9%
広州/ 深圳	4	147.7	15.6%
その他	6	5.3	0.6%
中国 合計	51	945.7	100%

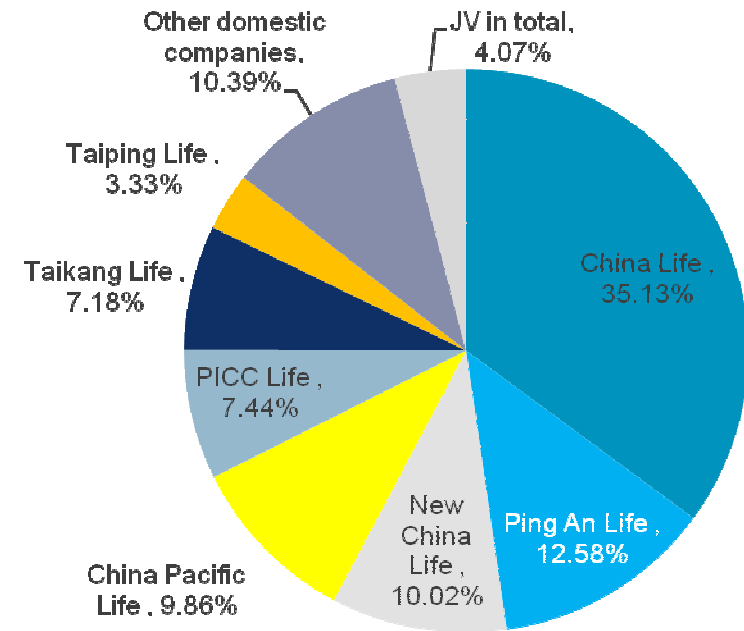


注意：健康保険と年金の会社は除く

中国生命保険マーケットの展望

生命保険会社のマーケットシェア(保険料ベース)

会社名	2011年保険料 (10億CNY)	マーケットシェア
China Life 上場会社	332	35.13%
Ping An Life 上場会社	119	12.58%
New China Life 上場会社	95	10.02%
China Pacific Life 上場会社	93	9.86%
PICC Life	70	7.44%
Taikang Life	68	7.18%
Taiping Life	31	3.33%
国内上位7社 合計	809	85.54%
その他の国内社	98	10.39%
国内社 合計	907	95.93%
合併会社 合計	39	4.07%
中国 合計	946	100%

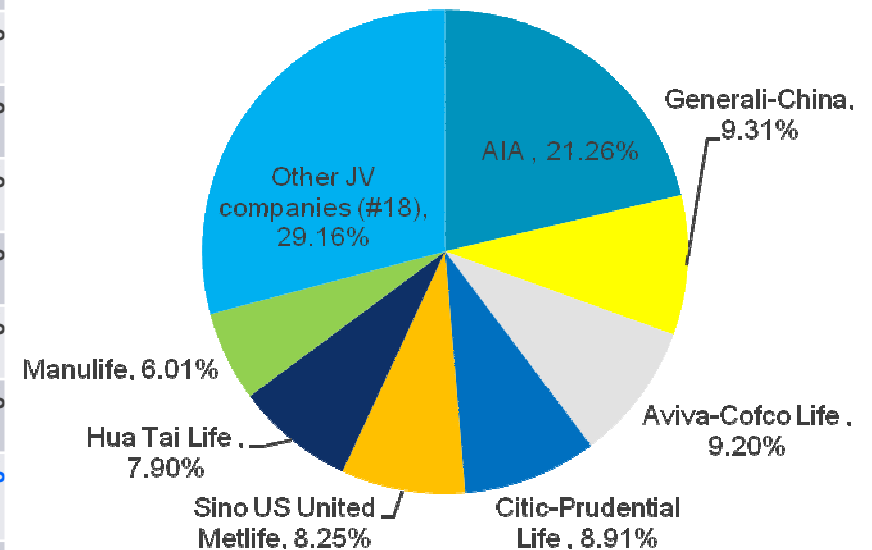


注意:健康保険と年金の会社は除く

中国生命保険マーケットの展望

主な合併会社

会社名	海外株主	2011年保険料 (10億CNY)	合併会社の マーケットシェア
AIA	USA	8	21.26%
Generali-China	Italy	4	9.31%
Aviva-Cofco Life	England	4	9.20%
Citic-Prudential Life	England	3	8.91%
Sino US United Metlife	USA	3	8.25%
Hua Tai Life	USA	3	7.90%
Manulife	Canada	2	6.01%
合併会社上位7社 合計		27	70.84%
その他の合併会社 (18社)		11	29.16%
合併会社 合計		39	100%



注意: 健康保険と年金の会社は除く

中国生命保険マーケットの展望

銀行が保険会社の協業

1. 販売チャネルとしてのバンカシュアランス

2. 銀行による保険会社への出資

Bank of Communications	=>	BoComm Life (formerly CMG & China Life)
China Construction Bank (CCB)	=>	CCB Life (formerly Pacific ING)
Ping An of China	=>	Shenzhen Development Bank
Bank of Beijing (BOB)	=>	BOB ING Life
Agricultural Bank of China	=>	Jiahe Life
Industrial and Commercial Bank	=>	AXA-Min Metals (pending)
CITIC Bank	=>	CITIC-Prudential Life
China Merchant Bank	=>	CIGNA & CMC Life
Everbright Bank	=>	Sunlife Everbright Life

3. 保険会社による銀行への出資

Ping An of China	=>	Shenzhen Development Bank
China Life	=>	China Guangfa Bank

中国生命保険マーケットの展望

新規の認可取得会社

- ▶ 2011年以降、中国保険監督管理委員会は10社の生命保険会社を認可した。そのうち半分が准巨大都市に本社を置いている。これは近い将来の保険会社所在地に関する重要な方向性を示しているのかもしれない。

新規の認可取得会社	本社所在地	巨大都市	准巨大都市	準備状況
Hong Kang Life	北京	●		営業準備
Dong Wu Life	蘇州		●	営業準備
Ji Xiang Life	長沙		●	営業準備
Hua Hui Life	瀋陽		●	営業開始
Li An Life	南京		●	営業開始
Prudential US Life (JV)	上海	●		営業準備
Qian Hai Life	深圳	●		営業準備
Zhu Jiang Life	広州	●		営業準備
Dai-ichi Life (JV)	北京	●		営業準備
Korea Life (JV)	杭州		●	営業準備

中国生命保険マーケットの展望

日系生命保険会社の例



- 東京海上日動火災が14.7%の株式を保有



- 三井住友海上(MS & AD)が7%の株式を保有



- 住友生命が10%の株式を保有



- 太陽生命が5%の株式を保有



- 日本生命が50%の株式を保有
- 2003年に営業開始

Haier 海尔保险

- 2011年以前はNew York Lifeが株式の50%を保有
- 2011年にNew York Lifeが出資から完全撤退し、明治安田生命がその一部の持分を引き受けた。
- 現時点での明治安田生命の保有株式割合: 29.24%

New Player under preparation

- 第一生命が50%の株式を保有
- 2011年7月に中国保険監督管理委員会より設立準備の認可を取得

アジェンダ

Part 1 中国生命保険マーケットの展望

Part 2 販売チャネルと商品

↳ 変額年金

Part 3 保険数理に対する規制

↳ 新・中国GAAP

Part 4 その他の規制改革

投資
↳ コンプライアンス; リスク管理と内部統制

Part 5 中国生命保険マーケットの未来

販売チャネルと商品

代理店チャネル

チャネルの特徴

- マーケットシェア:2010年の保険料ベースで42%
- 販売商品が豊富
- 代理店は複雑な商品を販売しうる
- 代理店による誤った説明のリスク

主な商品

- 重大疾病商品
- 有配当終身保険
- 個人傷害商品
- ユニットリンク商品、ユニバーサル生命保険
- 医療商品

販売チャネルと商品

銀行チャネル

チャネルの特徴

- マーケットシェア:2010年の保険料ベースで49%
- 多くは運用商品、貯蓄性商品
- 一件当たりの保険料額がより大きい
- 現時点で生命保険マーケットにおける最大のチャネル

主な商品

- 3回払い配当付5年養老保険
- 5回払い配当付10年養老保険
- 一時払い配当付養老保険
- 子供学資プラン
- 据置型定額年金

販売チャネルと商品 テレマーケティング

チャネルの特徴

- コールセンターを使ったアウトバウンド
コールによる販売
- 単純な商品、パッケージ型
- 簡易化した診査

主な商品

- 重大疾病商品
- 個人傷害商品
- 保険料返還保証の養老保険
- 入院保険

販売チャネルと商品

その他のDM販売 — インターネットやテレビ

チャネルの特徴

- インターネット — 顧客は無料で迅速なワンストップショッピングを楽しんでいる
- テレビ — インバウンドコール誘導型CM
- 単純な商品と簡易化した診査
- 現在は黎明期

主な商品

- 定期保険
- 個人傷害商品
- 交通傷害商品
- 旅行傷害商品

販売チャネルと商品

新タイプの生命保険商品に関する情報開示規制(2009)

- ▶ この規制は申込者による投資型商品の理解を促進し、誤解を招く販売を抑制する目的を持っている。
- ▶ 保険会社は平明な表現で簡潔に商品情報を記載しなくてはならない。
- ▶ 保険会社は投資型商品の販売に際して、約款条項、商品仕様説明書、及び申込内容確認書を提供しなくてはならない。
- ▶ 申込者は約款条項、商品仕様、及び申込内容確認書を自ら読み、商品内容や保険給付の不確実性を理解したことを確認したうえで申込書にサインをしなければならない。
- ▶ 保険会社は商品仕様説明書やその他の販売資料の中で、保険給付に関して、運用が好調な時、不調な時、またその中間程度の3つのシナリオに基づく見積もりを示さなければならない。
- ▶ 保険会社はクーリングオフ期間中に、電話、郵便、若しくは対面という手段で申込者に再度、訪問しなければならない。

販売チャネルと商品

保険約款条項、生命保険料率の運営に対する標準(2011)

- ▶ 保険会社は人保険商品の約款条項と保険料率について、先進的商品は中国保険監督管理委員会の認可、伝統的な商品については届出を行わなければならない。
- ▶ 人に関する商品とは次の通り分類される:
 - 定期保険、養老保険、及び終身保険を含む生命保険;
 - 年金保険
 - 疾病保険、診療保険、就業不能保険、及び介護保険を含む医療保険
 - 傷害保険
- ▶ 次の分類もある: 伝統的商品、配当付商品、ユニバーサル生命保険、ユニットリンク保険
- ▶ チーフアクチュアリー、並びに指名法律家は、商品認可・届出文書を精査し、その書名付報告書を作成しなければならない。
- ▶ 年金商品における死亡保障の上限規制があり、養老商品の契約開始以降3年以内の生存給付は禁止されている。

中国の変額年金

中国における変額年金の展開

2006-2007年	中国保険監督管理委員会に対し、合併会社の数社が変額年金の販売打診を行う。
2008年	変額年金の調査のため、同委員会が日本及びアメリカを訪問した。
2009年	陳副委員長が生命保険商品の革新を提唱した。
2010年2月	同委員会が変額年金の調査・パイロットプログラムを行うと、数社によびかけた。
2010年7月	変額年金の商品設計や責任準備金等の基本的枠組みが決定される。
2011年4月	同委員会が変額年金ハンドブックを刊行した。
2011年5月	同委員会がパイロットプログラムを開始した。
2011年6月	初めて変額年金が販売された。
2011年7月	2つめの変額年金が販売された。

中国の変額年金 変額年金パイロットプログラム

▶ 参加保険会社の基準:

- ユニットリンク商品の販売経験を最低3年ある。
- 過去1年間、重大違反を犯していない。
- 過去2四半期末のソルベンシー比率が、150%以上の適切な水準である。
- 変額年金の業務管理システム構築しうる、適切な情報システムを有している。

▶ パイロットプログラムが行われる都市



中国の変額年金 変額年金パイロットプログラム(続き)

▶ 商品設計

- ユニットリンク商品がひな型
- 最低保険期間は7年
- 4種類の最低保証が認めれている
 - GMDB
 - GMMB
 - GMAB
 - GMIB
- GMWBは禁止

▶ パイロットプログラムの間は、一社一商品のみ販売可能。

中国の変額年金

変額年金パイロットプログラム(続き)

- ▶ **パイロットプログラム参加会社1社あたりの保険料の上限規制**
 - 上限は、MIN(80億RMB、前四半期のソルベンシーベースでの実際の資本の4倍)

- ▶ **販売員の基準**
 - カレッジ卒以上
 - 団体チャネルを除き、販売員は中国保険監督管理委員会の定めた資格を取得しなければならない
 - 少なくとも40時間以上専門研修に参加し、当該試験に合格している
 - 1年以上の生命保険商品販売経験を有し、重大な不正を行ったことがない

中国の変額年金

変額年金パイロットプログラム (続き)

▶ 次のような主要なリスク管理戦略要件

- 比率を定めたポートフォリオ・インシュアランス ("CPPI")
- ダイナミックヘッジ

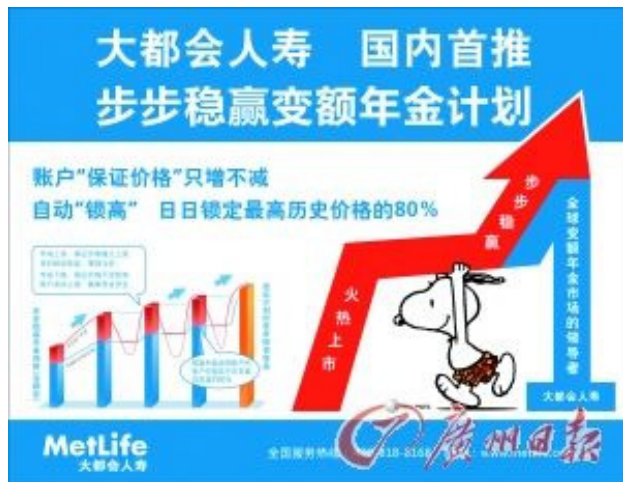
▶ 責任準備金要件

- 生存給付の最低保証については、以下の最大値：
 - (a) モンテカルロシミュレーションによるCTE(70)
 - (b) 決定論的標準責任準備金

中国の変額年金 現在の状況



- ▶ AXA-Minmentalsが中国で初の変額年金を発売
- ▶ 当初代理店で販売され、最近では銀行でも販売されている



- ▶ MetLifeが中国で2番目に変額年金を発売
- ▶ 銀行で販売されている

中国の変額年金 現在の状況

Product	AXA - “保得盈”	MetLife - “步步稳赢”
Policy Term	7 Year	10 Year
Payment Method	Single Premium	Single Premium
Minimum Premium	RMB 100,000	RMB 100,000
Initial Charge	Currently 2%, and capped at 5%	1.0% (RMB 5 million or above) 1.5% (RMB 1 ~ 5 million) 2.0% (RMB 1 million or below)
Bid / Offer Spread	2%	Currently 0%, but capped at 2%
Asset Management Fee	1% p.a.	1.5% p.a.
Guarantee Charge	1.5% p.a.	1.2% p.a.
Surrender Charge	5% ~ 1% decreasing from 1st to 5th policy year 0% thereafter	2% (1st year), 1.5% (2nd & 3rd year) 0% thereafter
Annuity Conversion	After 7 years	After 5 years
Death Benefit	Accidental Death : Account Value + min (10% of Account Value, RMB 1 million) Death : Account Value + min (5% of Account Value, RMB 1 million)	Accidental Death : 2 x Account Value Death : Account Value
Maturity Benefit	Max (Guarantee Value, Account Value)	Unit Inforce * max (unit Guarantee Value, unit Fund Value)
Surrender Benefit	Account Value * (1 – surrender charge)	Unit Inforce * max (unit Guarantee Value, unit Fund Value) * (1 – surrender charge)
Minimum Guarantee	GMMB with principal guarantee	GMAB with 80% daily ratchet

中国の変額年金 考察

- ▶ 現在のところ、パイロットプログラムがいつ終わるのかは明らかでない。結果は中国保険監督委員会によりレビューされる。
- ▶ インフラ投資コスト
 - スケールメリットを実現するためのボリューム
 - 既存従業員の知識と経験
- ▶ 販売者にとっての価値
 - 風評リスク
 - 競合力ある商品
- ▶ 資本市場の発展速度と厚みの拡大
- ▶ 中国エクイティマーケットにおけるより多様なデリバティブの開発
- ▶ ダイナミックヘッジやCPPIの一層の整備を通じたリスク管理技術の改良

アジェンダ

Part 1 中国生命保険マーケットの展望

Part 2 販売チャネルと商品

↳ 変額年金

Part 3 保険数理上の規制

↳ 新・中国GAAP

Part 4 その他の規制の変更

↳ 投資
コンプライアンス; リスク管理と内部統制

Part 5 中国生命保険マーケットの未来

保険数理上の規制

主要な規制

▶ プライシング・法定責任準備金

- アクチュアリアル・ガイドラインの告示 (CIRC [1999] No. 90)
- 有配当個人保険のアクチュアリアル・ガイドライン (CIRC [2003] No. 67)
- ユニバーサル生命保険のアクチュアリアル・ガイドライン (CIRC [2007] No. 335)
- ユニットリンク保険のアクチュアリアル・ガイドライン (CIRC [2007] No. 335)
- アクチュアリアル・ガイドライン中の死亡率表の改訂告示 (CIRC [2005] No. 118)

保険数理上の規制 主要な規制 (続き)

▶ エンベディッドバリュー

- 生命保険のエンベディッドバリュー報告に関するガイドライン (CIRC [2005] No. 83)

▶ ソルベンシー

- 保険会社のソルベンシー管理 (CIRC [2008] No. 1)

▶ 新・中国GAAP準備金

- 保険契約の会計ガイドライン (MOF Accounting [2009] No. 15)
- 保険業の会計基準適用に関する解釈指針 No.2 の告示 (CIRC [2010] No. 6)

エンベディッドバリュー

生命保険のエンベディッドバリュー報告のガイドライン

- ▶ エンベディッドバリューは次の3つで構成される:
 - フリーサープラス := 純資産 - 必要資本
 - 必要資本 - 資本コスト
 - 保有契約価値 (PVFP)
- ▶ 純資産は法定責任準備金を基に計算される
- ▶ 必要資本: 通常、最低ソルベンシー資本の150%
- ▶ 保有契約価値 (PVFP):
 - 保有契約の更新後の契約価値も含む
 - 保険契約に含まれるオプションと保証も考慮される
 - 事業費の予定超過はPVFPを減少させる
 - ベストエスティメイトと法定責任準備金を基礎に計算される

ソルベンシー 保険会社のソルベンシー管理

- ▶ ソルベンシー比率 = 実際のソルベンシー資本 / 必要ソルベンシー資本
- ▶ 実際のソルベンシー資本 = 認容資産 - 認容負債
- ▶ 中国保険監督管理委員会はソルベンシー比率に応じて保険会社を3つに分類:
 - <100%: インソルベント会社
 - 100%~150%: ソルベントタイプI
 - >=150%: ソルベントタイプII
- ▶ 同委員会はインソルベント会社に対して下記のような行政措置をとりうる:
 - 株主に対する資本注入の要求
 - 株主への配当支払の制限
 - 新たな支店設立の制限
 - 会社の買収
 - など

ソルベンシー 課題と最近の動向

▶ 現在の方式(ヨーロッパ・ソルベンシーI)

- 資産はIFRS基準、責任準備金は中国法定会計基準
- 結果、ソルベンシー比率は市場変動に対する感応度が極めて高い
- 法人税は新・中国GAAP準備金基準で計算され、純資産は中国法定責任準備金基準で計算されるため、ソルベンシー比率の低落をもたらす。
- 必要ソルベンシー資本は法定責任準備金基準で計算される。

▶ 2011年4月、中国保険監督管理委員会はヨーロッパ・ソルベンシーIIやアメリカのリスクベース資本(RBC)規制のような将来のソルベンシー制度を研究する目的でリサーチプログラムを開始した。数社の保険会社がこのプログラムに参加している。

▶ 2011年10月、同委員会は劣後債務に関する監督ガイドラインを公表した

: もっとも大きな変更: 劣後債務の合計額は純資産の50%を上回ってはならない(以前は100%)

: 劣後債務のソルベンシーへの填補効果は、マーケット不振により純資産が収縮した時、特に著しく減少する。

新・中国GAAP

背景

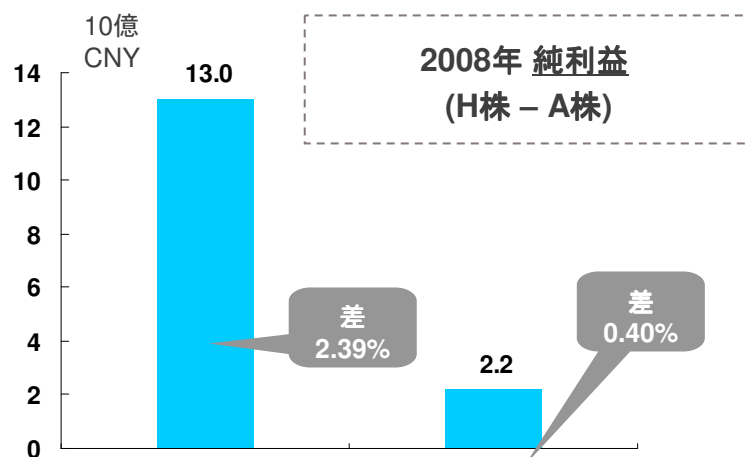
- ▶ 国際会計基準と中国会計基準のギャップをなくすために...
 - 世界経済の一体化と資本構造の国際化によって、異なる国・地域間で統一された会計基準の制定が必要
 - 2008年11月、中国財務省とIASBは、中国会計基準の国際会計基準のコンバージェンス実現のための基本的な共同声明に署名した

新・中国GAAP

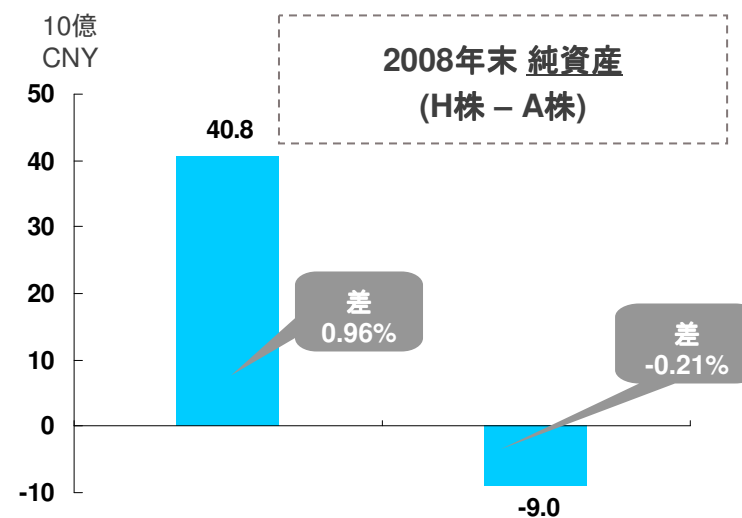
背景 (続き)

▶ A+H株の財務報告のギャップをなくすために...

- 2007年12月、中国会計基準委員会と香港会計士協会は会計基準の同等性に関する共同声明に署名した



上場会社57社
上場会社55社
China LifeとPing Anを除く



上場会社57社
上場会社55社
China LifeとPing Anを除く

新・中国GAAP 展開

- ▶ 2007年1月1日、新・中国GAAP (IFRS I)が発効
- ▶ 2008年8月、財務省が会計基準解釈指針 No.2 を公表
- ▶ 2009年1月、中国保険監督管理委員会は保険業における新たな会計基準解釈指針 No.2 実施の告示を発表し、下記を要求した：
 - 統一的な実施を
 - 一気に
- ▶ 2009年8月・11月、代表的な会社が2つのパイロットテスト実施のために選ばれ、準備金に関する重要な技術的問題について意見を交わした。
- ▶ 2009年、中国保険監督管理委員会は重大リスクテストの骨組みを作り、3つのパイロットテストを実施するいくつかの会社を選んだ。2009年9月、公開審議が行われ、実施結果が回収された。

新・中国GAAP 展開 (続き)

- ▶ 2009年12月22日、財務省が保険契約会計基準の条項を発表
- ▶ 2009年12月31日、新たな保険会計規則が発効
- ▶ 2010年1月、中国保険業協会が研修を3回開催した。
- ▶ 2011年以後、保険料は保険監督管理委員会の新会計基準で計算されている。

新・中国GAAP準備金 保険契約のための会計基準

- ▶ 保険料を収益として計上するには、保険料分解と有意保険リスク存否テスト(SRT)を行うことが求められている
- ▶ 責任準備金はベストエスティメイトによるキャッシュフローの現在価値により計算される
- ▶ リスクマージンはベストアサンプションから悪化したときの影響を軽減するものとされた。
- ▶ 契約開始時の利益計上を避けるため、残余マージンを設ける。
- ▶ 保険会社は、危険準備金、オンバランス準備金、変動緩衝準備金のような、利益の平準化を目的とした準備金を設けることは出来ない。

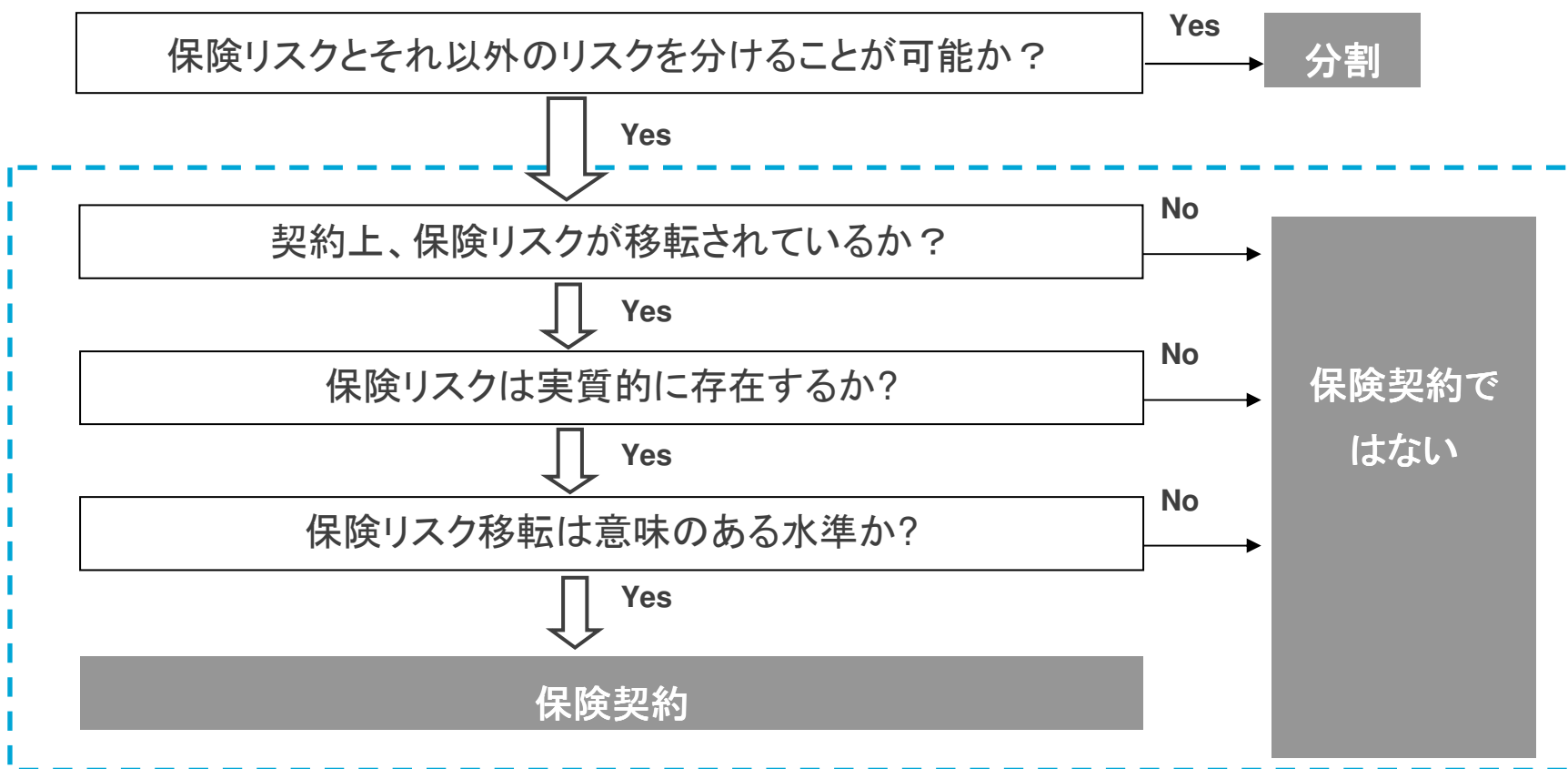
新・中国GAAP準備金

保険業で適用する会計基準解釈指針 No.2 の告示

- ▶ この告示は中国保険監督管理委員会による新・中国GAAP準備金計算のガイドラインを与えており、次の内容を含む：
 - 有意保険リスク存否テストのガイドライン
 - 準備金計算の内部管理
 - 割引率
 - 損害保険事業の準備金のリスクマージン
 - 有配当保険の財務報告
 - 損害保険契約の準備金計算
 - 同委員会の監督報酬

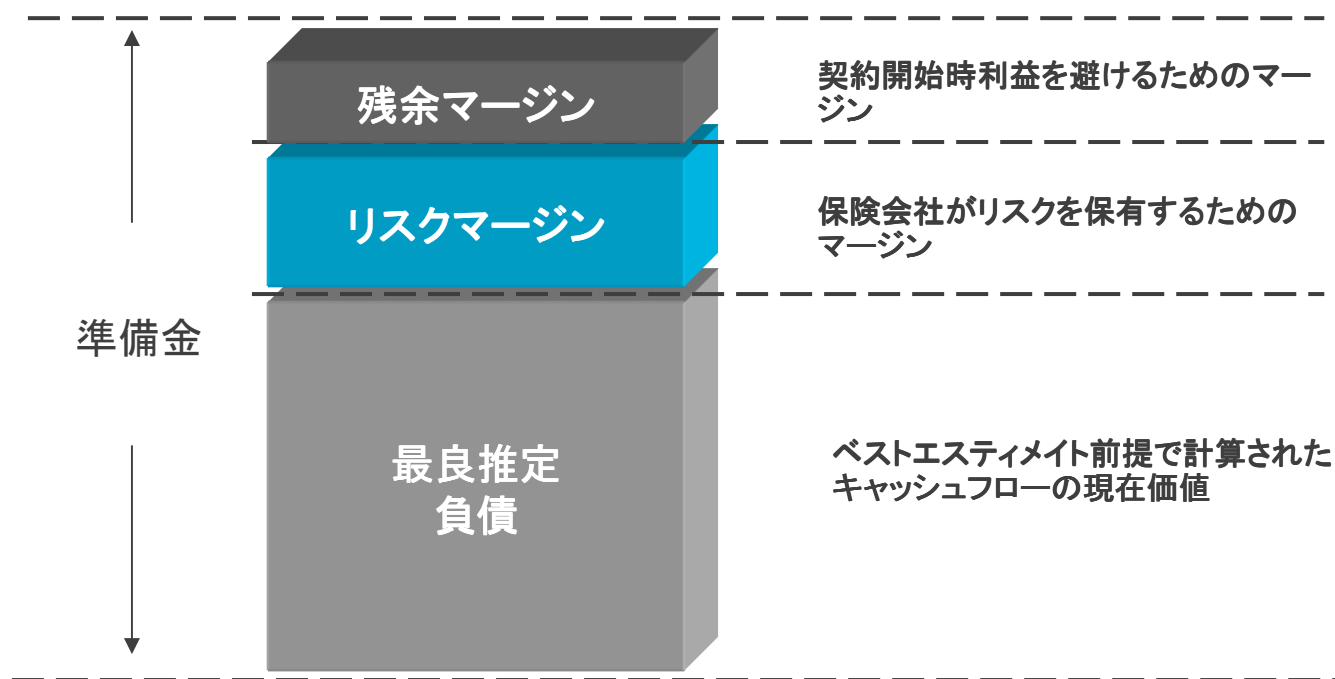
新・中国GAAP

保険料分解と有意保険リスク存否テスト



新・中国GAAP 準備金

▶ 準備金の構造



新・中国GAAP

準備金 (続き)

- ▶ 危険準備金、オンバランス準備金、変動緩衝準備金を利益の平準化を目的として計上することはできない
- ▶ 準備金評価方法と前提
 - 評価区分
 - 個々の契約毎に分ける、もしくは同種のリスク別にグルーピングする
 - 随意に変更するようなことは出来ない
 - 確率加重平均キャッシュフロー
 - 保証された給付 (例: 死亡給付、生存給付、疾病給付、満期給付)
 - 非保証給付 (例: 配当)
 - 費用 (例: 維持管理、保険金支払...)
 - 保険料とその関連費用
 - 組み込まれたデリバティブ

新・中国GAAP

準備金 (続き)

▶ 準備金評価方法と前提 (続き)

- ベストエスティメイト(BE)
- 伝統的な保険負債に使用する割引率 (期間3年中国国債利率の750日移動平均)
- リスクマージン (体系的かつ合理的な悪化シナリオに基づくアプローチ)
- 残余マージン (給付されるサービスから得られる収益あるいはコストを基準に償却)

新・中国GAAP

保険料分解と有意保険リスク存否テスト – 影響

	影響度 % = 新 / 旧 - 1		影響 (単位: 10億RMB) = 新 - 旧	
	2008年	2009年	2008年	2009年
A社	-10%	-6%	-29.9	-19.1
B社	-31%	-35%	-40.3	-61.1
C社	-19%	NA	-18.3	NA

* データソース: アニュアルレポートとマーケットデータ

** 新 = 新会計基準の下で計算された保険料

*** 旧 = 旧会計基準の下で計算された保険料

新・中国GAAP

準備金 – 純資産への影響

	影響度 % = 新 / 旧 - 1		影響 (単位: 10億RMB) = 新 - 旧	
	2008年	2009年	2008年	2009年
A社	29%	31%	39	50.5
B社	-18%	-9%	-14.3	-9.6
C社	0%	NA	-0.1	NA

* データソース: アニュアルレポート、マーケットデータ

** 新 = 新会計基準の下で計算された純資産

*** 旧 = 旧会計基準の下で計算された純資産

新・中国GAAP

準備金 – 利益への影響

	影響度 % = 新 / 旧 - 1		影響 (単位: 10億RMB) = 新 - 旧	
	2008年	2009年	2008年	2009年
A社	89%	54%	9.1	11.6
B社	87%	53%	0.8	5.0
C社	88%	35%	1.3	2.0

* データソース: アニュアルレポート、マーケットデータ

** 新 = 新会計基準の下で計算された利益

*** 旧 = 旧会計基準の下で計算された利益

新・中国GAAP マネジメントへの影響

- ▶ 準備金の評価方法と前提は職業専門家としての判断、特にチーフアクチュアリーに委ねられる。
- ▶ 準備金の評価方法と前提の選択は商品の利益パターンに大きな影響を及ぼす。
- ▶ 保険料計上方法は商品動向に影響を与える (有配当商品に重点、ユニットリンクは軽くなる)。
- ▶ 利益を認識するタイミングが繰り延べられる。
- ▶ 業界統一の基準がなく、業績の比較が出来ない。
- ▶ 利益はマーケット変動や頻繁な前提変更によって激しく変動する。
- ▶ 複雑なアクチュアリアルモデルや前提を役員や投資家に説明することは困難である。例えば、会社の投資収入と伝統的商品の準備金計算に使用する割引率(3年移動平均)のミスマッチ

新・中国GAAP

マネジメントへの影響 (続き)

前提条件を変化させたときの税引前利益の影響

(単位:10億CNY)	割引率	死亡率 / 発生率	解約率	経費率
	-50bp (-10bp)	+10%	+10%	+5%
A社	-31 (-76%)	-10 (-24%)	-5.9 (-14%)	NA
B社	-4.7 (-31%)	-3.7 (-25%)	-2.3 (-15%)	-1.1(-7%)

* A社は割引率を50bp下げ、B社は割引率を10bp下げている

** データソース:2010年アニュアルレポート

新・中国GAAP

次のステップ

- ▶ 準備金計算の実務基準の制定が必要である。
- ▶ 中国アクチュアリー会はIFRS 4 フェーズIIの最新動向を研究するためのワーキンググループを設置し、中国の保険会社にとって重要課題を認識している。
 - 残余マージンのアンロック
 - ユニバーサルライフ契約のアンバンドリング
 - 有配当契約の割引率
- ▶ IFRS適合のために中国GAAPに将来生じるかもしれない変化要因
 - IFRS4 フェーズIIプロジェクトの最新動向 (2010年6月の公開草案とその後の議論)
 - IFRS9 金融商品の再分類

アジェンダ

Part 1 中国生命保険マーケットの展望

Part 2 販売チャネルと商品

↳ 変額年金

Part 3 保険数理上の規制

↳ 新・中国GAAP

Part 4 その他の規制

投資

↳ コンプライアンス / AML、内部統制、リスク管理

Part 5 中国生命保険マーケットの未来

コンプライアンス、内部統制、ERM

コンプライアンス管理

- ▶ 中国保険監督管理委員会による保険会社のコンプライアンス管理のガイドライン(2007)が2008年1月1日に発効
- ▶ 同委員会による保険会社のコンプライアンス管理のガイドラインの特定適用事例についての関連事項の告示(2008)
- ▶ 上記ガイドラインに従い、保険会社は健全なコンプライアンス管理システムを構築し、コンプライアンス管理の組織構造を改善向上させ、コンプライアンスリスクの効果的特定・積極的回避・除去のためにコンプライアンス管理責任を明確にし、健全で安定的な業務オペレーションを確かなものとしなければならない。

コンプライアンス、内部統制、ERM マネーロンダリング防止

- ▶ 中国保険監督管理委員会による保険セクターのマネーロンダリング防止管理(AML)対策(2011)
- ▶ マネーロンダリング防止に対する中核的責任
 - 顧客の検証
 - 巨額取引と嫌疑取引
 - 顧客プロフィール / 関連履歴

コンプライアンス、内部統制、ERM

内部統制

- ▶ 中国保険監督管理委員会は保険会社における内部統制の基本規則の告示(No 69 [2010])を公表し、2011年1月1日発効となった。

- ▶ 保険会社の内部統制の目的には下記の分野を含まなければならない：
 - 継続的法規遵守行動
 - 資産の安全性
 - 情報の信憑性
 - 事業運営の効率性
 - 戦略的セーフガード

- ▶ 内部統制活動は次を含む：
 - 販売の統制
 - オペレーションコントロール
 - 基本的運営管理のコントロール
 - ファンド利用のコントロール

コンプライアンス、内部統制、ERM

ERM

- ▶ 2010年10月、中国保険監督管理委員会は生命保険会社の包括的リスク管理のガイドライン(No 89 [2010])を公表した
- ▶ 生命保険会社は2013年10月1日までにリスク管理情報システムを構築しなければならない
- ▶ リスク管理ガイドラインは保険会社に対して3つの防衛線を構築することを求めた：
 - 第1防衛線 – 業務部門
 - 第2防衛線 – リスク管理委員会とリスク管理部門
 - 第3防衛線 – 監査委員会
- ▶ リスク分類は7つのリスクで構成されている：すなわち、市場リスク、信用リスク、保険リスク、業務リスク、戦略リスク、風評リスク、流動性リスク
- ▶ リスク特定、リスクアセスメント、リスク対策、リスクコントロールも求められる。

投資

- ▶ 2010年8月、中国保険監督管理委員会は保険ファンドを利用するときの管理に関する暫定的対策を公表した
 - 適格運用資産の拡大
 - 保険ファンド信託スキームの設定
 - リスク管理ツール使用に関する規定改正

- ▶ 2010年同委員会により公表されたその他の補足的な対策
 - 保険会社の金利スワップ、不動産、プライベートエクイティへの投資に関する通達
 - 主要な投資制限の通達
 - 流動性ファンド \geq 5%
 - 無担保債券 \leq 20%
 - 株式と投資信託 \leq 25%
 - 不動産 \leq 10%
 - プライベートエクイティ \leq 5%
 - オフショア投資 \leq 15%
 - 設備投資貸付 \leq 10%

投資

保険の資産管理会社に関する規制

- ▶ 2011年4月、中国保険監督管理委員会は保険の資産管理会社の管理に関する暫定的な規制の改訂を通告した
 - ファンド受託を非保険会社まで拡大
 - 保険の資産管理会社の創業株主についての基準
 - 保険ビジネスの期間が8年以上から5年以上に短縮
 - ソルベンシー比率要件は150%以上。純資産要件(10億CNY以上)は撤廃された。
 - 最低資産が50億CNYから100億CNYに引き上げた。創業株主が保険グループ会社の場合、最低資本は150億CNYに上げた。
 - 保険の資産管理会社の最低登記資本を3,000万CNYから1億CNYに引き上げた

アジェンダ

Part 1 中国生命保険マーケットの展望

Part 2 販売チャネルと商品

↳ 変額年金

Part 3 保険数理上の規制

↳ 新・中国GAAP

Part 4 その他の規制

↳ 投資
コンプライアンス / ALM、内部統制、リスク管理

Part 5 中国生命保険マーケットの未来

中国保険マーケットの未来 チャンスと課題

- ▶ 中国は世界第2の経済規模となり、過去20年間で約9.5%のGDP成長を遂げたが、将来の成長率は多少鈍化すると予想されている。
- ▶ 中国生命保険マーケットは世界第4位であり、アジアでは第2位である(2010年年間保険料ベース)
- ▶ 7つの大会社が生命保険マーケットシェアの85%を占めている。また、国内社が95%を占めている。
- ▶ 貯蓄性商品に人気が集まっており、保険料収入の大部分を占める。

中国保険マーケットの未来

チャンスと課題

▶ 商品開発

- 商品の深刻な類似性、商品サイクルが非常に短い
- 中国は経済成長を続けているが、多くの未開発商品が存在する。特に、医療商品、年金基金、個人年金、財産保全商品。

▶ 販売チャネル

- 新しい専門代理店の採用困難
- 銀行の保険マーケット参入
- 中国保険監督管理委員会は銀行が3つの保険会社の保険商品しか販売できないよう規則を課した。また、生命保険会社は生命保険を販売している銀行に自らの代理店を置くことは出来ない。
- 他のダイレクトチャネル(テレマーケティング、インターネット、TV)は将来有望

▶ 中国生命保険マーケットは依然としてチャンスであふれている。というのは、

- 中国人の間では比較的保険の認知度が低い
- 保障や保険商品普及はまだまだ
- 急速な高齢化
- 高い貯蓄率
- 中流階級の急拡大と都市化の加速

中国保険マーケットの未来 チャンスと課題

- ▶ 外国の生命保険会社はマーケットシェアを失いつつある。理由としては中国保険監督管理委員会の制限、または経営の現地化の遅れ、本国の本社の柔軟性の欠如などが挙げられる。中国保険マーケットがさらに発展するにしたいが、監督規制が解除され、国内社と外国会社にとって平等な競争条件が与えられるかもしれない。
- ▶ 新しい中国保険監督管理委員会の委員長のXiang Jubo氏は、消費者保護、法令遵守と販売手法に再度焦点をあてて、保険業界のイメージ向上につとめている。
- ▶ 中国では、長期的な投資に重点をおく必要がある。

ご清聴ありがとうございました



**somewhat
different**

付録

付録 – プライシングと法定責任準備金 アクチュアリアル・ガイドラインの告示

- ▶ 中国で初となる全面的な保険数理上の規制
- ▶ 伝統的な保険に適用される
- ▶ いくつかの規定は効力を終え、もしくは他の規制で置き換えられている
- ▶ いまも効力を有する主要な規定
 - プライシング:
 - 事業費用付加保険料率：最大限度は商品種類、保険料支払期間、保険期間による
 - 予定利率：中国保険監督管理委員会により定められた最大限度を超えてはならない。現在は2.5%
 - 法定責任準備金:
 - 計算方法:
 - 長期医療保険、終身年金を除く生命保険：完全初年度定期保険式
 - 終身年金：修正平準純保険料式
 - 予定利率：保険料計算に使用した予定利率と中国保険監督管理委員会により定められた責任準備金評価利率のうち小さい方

付録 – プライシングと法定責任準備金 アクチュアリアル・ガイドラインの告示 (続き)

▶ いまも効力を有する主要な規定

- 解約返戻金：中国保険監督管理委員会が定める最低解約返戻金を下回ってはならない
- 最低解約返戻金
 - 事業費用付加保険料率：保険料計算に使用した事業費用付加保険料率
 - 予定利率：保険料計算に使用した予定利率 + 2%
 - 死亡率 / 発生率：保険料計算に使用した率
 - 解約返戻金用純保険料 = 上記前提による解約返戻金用営業保険料 * (1 – 事業費用付加保険料率)
 - 最低解約返戻金 = $r * \text{Max}(\text{解約返戻金用純保険料で計算された責任準備金}, 0)$ 、ただし、

$$r = K\% + t * (100\% - K\%) / \min(20, n), (< \min(20, n) \text{の場合})$$

$$= 100\% \quad (\text{それ以外の場合})$$

	K	
	養老、年金	定期、終身
保険料平準払い、個人保険	90	80
保険料平準払い、団体保険	95	85
保険料一時払い	100	100

付録 – プライシングと法定責任準備金 有配当個人保険のアクチュアリアル・ガイドライン

- ▶ 有配当保険に適用される
- ▶ いくつかの規定は効力を終え、もしくは他の規制で置き換えられている
- ▶ 今も有効な主要規定
 - プライシング：
 - 事業費用付加保険料率：伝統的保険と同様の要件
 - 予定利率：伝統的保険と同様の要件
 - 法定責任準備金：
 - 計算方法：チルメル式
 - 予定利率：伝統的保険と同様の要件
 - 解約返戻金：
 - 伝統的保険の最低解約返戻金と同様の規制と計算方法
 - 予定利率：保険料計算に用いた予定利率 + 1% (保険期間が10年未満の場合)
保険料計算に用いた予定利率 + 2% (それ以外の場合)

付録 – プライシングと法定責任準備金 有配当個人保険のアクチュアリアル・ガイドライン (続き)

▶ いまも効力を発する主要な規定

● 配当:

- 契約者に支払われる実際の配当は配当可能利益の70%を下回ってはならない
- 配当可能利益の計算方法は客観的かつ整合的でなくてはならない
- 現金配当: 契約の配当可能利益への貢献度から計算される
- 通常配当と消滅時配当
 - 通常配当: 保険金額増額
 - 消滅時配当: 通常、契約が終了するときに現金で支払われる。
契約の特別配当準備金への寄与度から計算される。

付録 – プライシングと法定責任準備金

ユニバーサル生命保険のアクチュアリアル・ガイドライン

▶ 主要な規定

● 危険保険金額 (SaR):

- ユニバーサル生命保険における死亡保障の危険保険金は積立金の少なくとも5%なくてはならない
- 年金保険と団体保険における死亡保障の危険保険金はゼロとすることも可能

● ユニバーサル生命保険勘定と積立利率:

- 保険会社は最低積立利率を保証しなければならない。そしてそれは負値であってはならない。
- ユニバーサル生命保険勘定は少なくとも理論的に独立していなければならない
- 保険会社は積立利率を平滑化するために変動緩衝準備金を設けなければならない
- ユニバーサル生命保険勘定資産は債務を下回ってはならない

● 認められる手数料:

- 初期手数料
- 保険金の危険保険料 := $SaR * \text{危険保険料率}$
- 契約管理費: 積立金額に独立の一定額
- サービス手数料
- 解約控除

付録 – プライシングと法定責任準備金 ユニバーサル生命保険のアクチュアリアル・ガイドライン (続き)

▶ 主要な規定

● 継続ボーナス:

- 約款条項と商品仕様書に規定に基づく金額をユニバーサル生命保険の継続ボーナスとしてオファーできる。

● 法定責任準備金:

- 積立金相当準備金と評価性引当金
- 積立金相当準備金はユニバーサル生命保険勘定の積立金に等しい
- 評価性引当金は契約者勘定には含まれない債務(例えば、給付、費用、継続ボーナス)に対する引当金である
- 評価性引当金は契約者勘定以外から生じるキャッシュフロー現価として計算される

● 解約返戻金:

- ユニバーサル生命保険勘定の積立金 – 解約控除に等しい

付録 – プライシングと法定責任準備金 ユニットリンク保険のアクチュアリアル・ガイドライン

▶ 主要な規定

- 危険保険金 (SaR): ユニバーサル生命保険と同様
- 運用勘定と運用ユニット価格:
 - 保険会社は投資収益を最低保証することはできない
 - 純積立金 = 総資産 – 総負債
 - 運用ユニットの売値 = 純積立金 / 当該運用ユニット数
 - 運用ユニットの買値 = 売値 * (1 + ビッド・オファーの спреッド)
 - $0 \leq \text{純積立金} \leq \text{Max}[\text{資産合計} * 2\%, 5\text{百万CNY}]$
- 認められる手数料:
 - 初期手数料
 - ビッド・オファーの спреッド $\leq 2\%$
 - 保険金の危険保険料 := SaR * 危険保険料率
 - 契約管理費用: 積立金額に独立の一定額
 - 運用管理費: 純積立金の数%、年間2%以下
 - サービス手数料
 - 解約控除

付録 – プライシングと法定責任準備金 ユニットリンク保険のアクチュアリアル・ガイドライン (続き)

▶ 主要な規定

● 継続ボーナス:

- 約款条項と商品仕様書に規定に基づく金額をユニットリンク保険の継続ボーナスとしてオファーできる。

● 法定責任準備金:

- 積立金相当準備金と共有準備金
- 積立金相当準備金はユニットリンク勘定の積立金に等しい
- 評価性引当金は契約者勘定には含まれない債務(例えば、給付、費用、継続ボーナス)に対する引当金である
- 評価性引当金は契約者勘定以外から生じるキャッシュフロー現価として計算される

● 解約返戻金:

- ユニットリンク勘定の積立金 – 解約控除に等しい

付録 – プライシングと法定責任準備金

アクチュアリアル・ガイドライン中の死亡率表改訂に関する告示

▶ プライシング：

- 保険会社は保険料計算の際の死亡率を独自に決定することができる
- 保険会社はユニバーサル生命保険やユニットリンク保険の危険保険料率を独自に決定することができる

▶ 法定責任準備金：

- 保険会社は責任準備金計算の際、CL2000-2003を使用しなければならない
- 保険会社は商品特性を考え非年金テーブルか年金テーブルを誠実に選択しなければならない。

Hannover Re Group

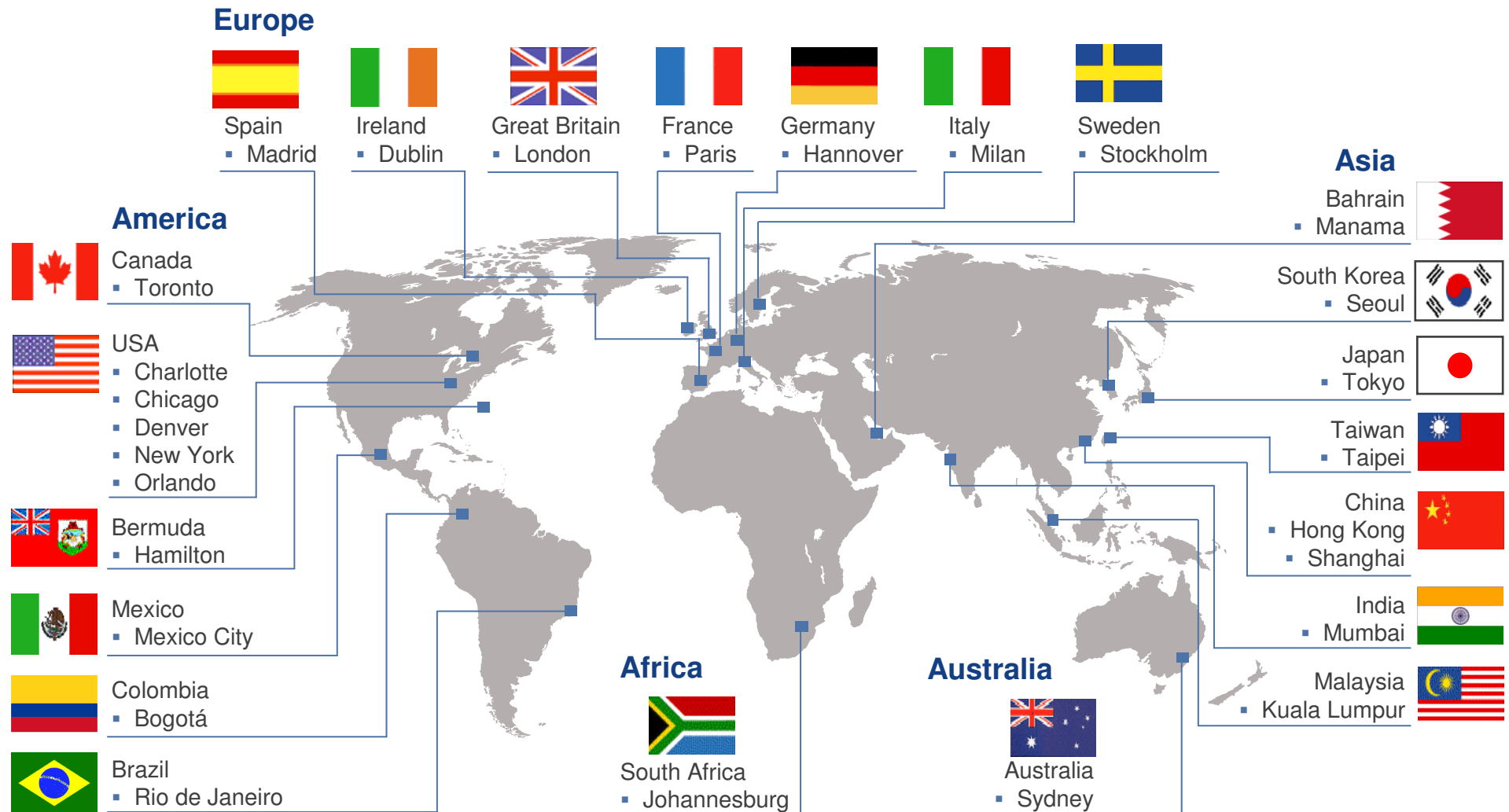
- ▶ ハノーバー・リー(Hannover Re)は、損害保険・生命保険の再保険を取り扱い、総収入保険料114億ユーロ(=約1兆2千億円)を上げている世界を代表する再保険グループです。
- ▶ その株式の50.2%は、ドイツの大手保険会社HDI相互会社傘下の持株会社であるタランクス(TALANX)株式会社が保有しています。
- ▶ Hannover Reは1966年に創立、1994年に株式資本を公開し上場企業となりました。
- ▶ 22ヶ国にわたる100以上の拠点(子会社、支店、駐在員事務所等)で、2,192名(2010年12月末)のスタッフが世界的なネットワークを展開し、取引のある保険会社数は150ヶ国5,000社におよびます。
- ▶ 保険業界で最も信頼されている格付け機関であるS&P及びA.M. Bestから高い格付けを取得しています。

S&P:	AA-	“Very Strong”
A.M. Best:	A	“Excellent”

- ▶ 損害再保険と生命再保険を二大事業と位置づけると共に、それぞれの事業における得意分野を複数持つことにより、力の集中と収益の安定化を図っています。

Hannover Re Group

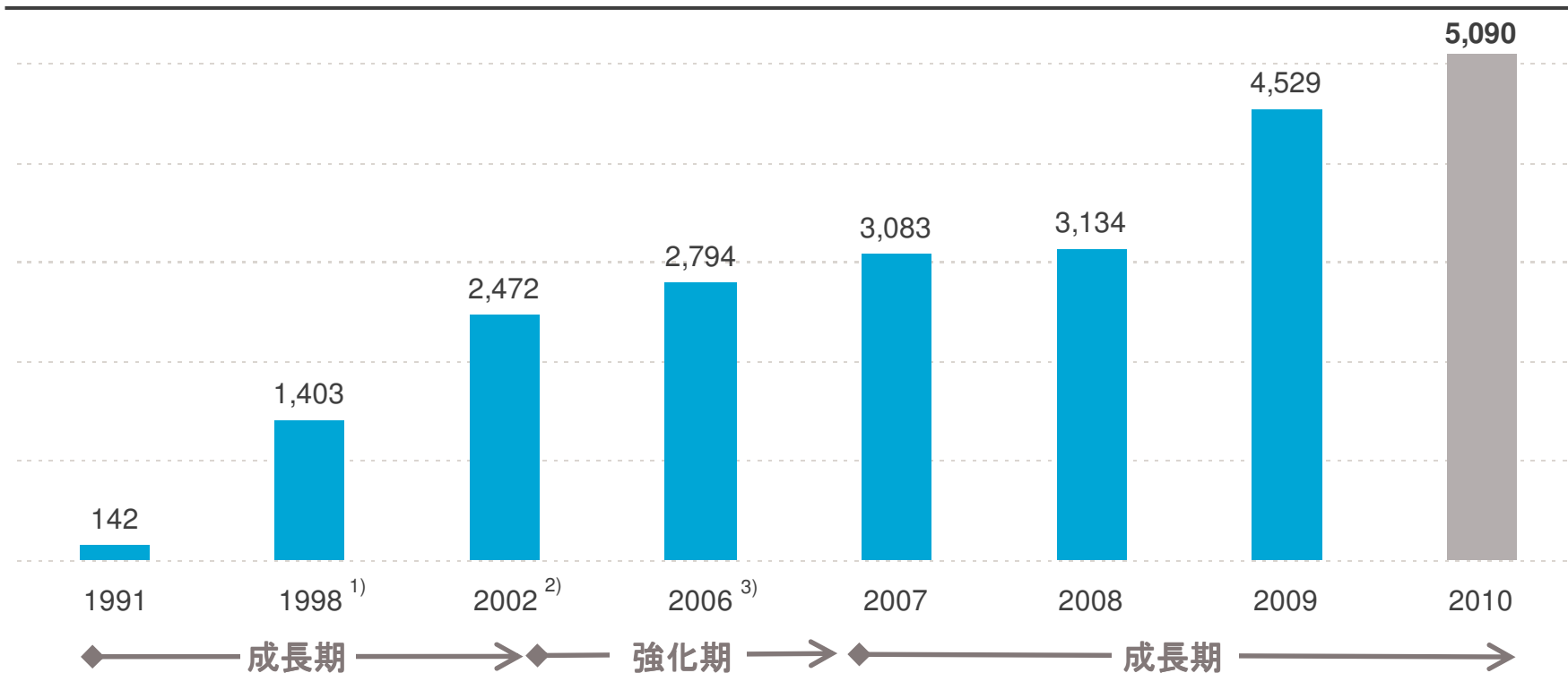
主な拠点を



ゼロからスタート、そして世界第3位へ

総収入保険料

単位：百万ユーロ



1) German-GAAPベース 2) US-GAAPベース
3) 2006年以降 IFRSベース

▶ ハノーバー・ライフ・リーは過去20年間で約20%の年平均成長率により、世界的な大手生命再保険会社の1社となりました

経費率は主要再保険会社で最低水準

管理費 / 総収入保険料

